

○社会福祉基金条例

昭和四十九年三月三十日
宮城県条例第十二号

社会福祉基金条例をここに公布する。

社会福祉基金条例

(設置)

第一条 社会福祉事業の振興及び地域の保健福祉の増進に資するため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定に基づき、社会福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(平三条例一九・一部改正)

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(平二三条例二五・全改)

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

(平三条例一九・旧第四条繰上)

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置目的に応じた事業に要する経費及び基金の管理に要する経費に充て、又は基金に編入するものとする。

(平三条例一九・追加)

(処分)

第五条 基金は、第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(平一三条例一八・追加)

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(平一三条例一八・旧第五条繰下)

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

(平一三条例一八・旧第六条繰下)

附 則

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第九号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一八号)

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第二五号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。